# 子ども・若者育成支援推進法施行規則 （平成二十二年内閣府令第九号）

地方公共団体の長は、子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により子ども・若者支援地域協議会を設置したときは、次の各号に掲げる事項を公示するものとする。

###### 一

子ども・若者支援地域協議会を設置した旨

###### 二

当該子ども・若者支援地域協議会の名称

###### 三

当該子ども・若者支援地域協議会に係る法第二十一条第一項に規定する子ども・若者支援調整機関を指定したときは、その名称

###### 四

当該子ども・若者支援地域協議会に係る法第二十二条第一項に規定する子ども・若者指定支援機関を指定したときは、その名称

###### 五

当該子ども・若者支援地域協議会を構成する法第十九条第一項に規定する関係機関等の名称等

###### 六

前号に規定する関係機関等ごとの法第十五条第一項に規定する次のいずれに該当するかの別

# 附　則

この府令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。